

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2015-99799(P2015-99799A)

【公開日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-035

【出願番号】特願2015-35063(P2015-35063)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M	2/10	M
H 01 M	2/10	S
H 01 M	2/10	K

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月3日(2015.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一方のケースと他方のケースとが合わさるようにして組み立てられたバッテリケースと

前記バッテリケース内に収納されるバッテリセルと、

前記バッテリセルと電気的接続が図られると共に前記バッテリケース内に収納される基板と、

前記基板に接続されるバッテリ側端子と、を有し、

前記一方のケースの長さ方向の一端側に前記バッテリ側端子が配される切欠部が形成され、該切欠部は前記他方のケースが合わさる側に開口されると共に、該開口から前記バッテリ側端子の端子ケースが挿入され、

前記バッテリ側端子は少なくとも陽極端子と負極端子を有し該端子が前記切欠部から露出され、

前記端子ケースの前記切欠部から外部へ露出された面が、前記一方のケースの一の面よりも外方へ突出して位置する

バッテリ。

【請求項2】

前記切欠部の両端側に突出部が形成される

請求項1に記載のバッテリ。

【請求項3】

前記切欠部の両側に2つの突出部が形成され、該2つの突出部の間の間隔を前記端子ケースの幅方向の寸法とほぼ同じにした

請求項1に記載のバッテリ。

【請求項4】

前記突出部は前記一方のケースの前記他方のケースが合わさる側へ突出する

請求項2又は請求項3に記載のバッテリ。

【請求項5】

前記バッテリは高さと該高さより長い幅と該幅より長い長さを有し、

前記高さ方向の一端側と他端側に上面と下面を、前記幅方向の一端側と他端側に第1の側面と第2の側面を、前記長さ方向の一端側と他端側に前面と後面をそれぞれ有し、

前記切欠部は前記前面に設けられた

請求項1乃至請求項4のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項6】

前記一方のケースは前記他方のケースと合わさって塞がれる合わせ面を有し、前記切欠部は前記合わせ面側に開口する

請求項1乃至請求項5のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項7】

前記一方のケースは高さと該高さより長い幅と該幅より長い長さを有し、

前記突出部は高さ方向に突出するとともに、開口を高さ方向に超えて突出する

請求項2乃至請求項4のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項8】

前記一方のケースは高さと該高さより長い幅と該幅より長い長さを有し、

前記切欠部は前記一方のケースの長さ方向の一端側の前面に設けられるとともに、前記前面には前記長さ方向に深さを有する第2の切欠部が形成され、

前記第2の切欠部は前記一方のケースの幅方向の一端側が切り欠かれて成る

請求項1乃至請求項7のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項9】

前記バッテリは高さと該高さより長い幅と該幅より長い長さを有し、

前記端子ケースと前記突出部の前記長さ方向を形成する面は略同一面である

請求項2乃至請求項4のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項10】

前記他方のケースに前記切欠部に收まる前記端子ケースを押さえる押さえ部が形成され、

前記端子ケースと前記突出部と前記押さえ部の前記長さ方向を形成する面は略同一面である

請求項9に記載のバッテリ。

【請求項11】

前記バッテリは撮像装置のバッテリ装着部に挿着される

請求項1乃至請求項10のいずれかに記載のバッテリ。

【請求項12】

前記バッテリは撮像装置を駆動する電力を供給する

請求項1乃至請求項11のいずれかに記載のバッテリ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

そこで、本発明バッテリは、上記した課題を解決するために、一方のケースと他方のケースとが合わさるようにして組み立てられたバッテリケースと、前記バッテリケース内に収納されるバッテリセルと、前記バッテリセルと電気的接続が図られると共に前記バッテリケース内に収納される基板と、前記基板に接続されるバッテリ側端子と、を有し、前記一方のケースの長さ方向の一端側に前記バッテリ側端子が配される切欠部が形成され、該切欠部は前記他方のケースが合わさる側に開口されると共に、該開口から前記バッテリ側端子の端子ケースが挿入され、前記バッテリ側端子は少なくとも陽極端子と負極端子を有し該端子が前記切欠部から露出され、前記端子ケースの前記切欠部から外部へ露出された面が、前記一方のケースの一の面よりも外方へ突出して位置するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明バッテリは、一方のケースと他方のケースとが合わさるようにして組み立てられたバッテリケースと、前記バッテリケース内に収納されるバッテリセルと、前記バッテリセルと電気的接続が図られると共に前記バッテリケース内に収納される基板と、前記基板に接続されるバッテリ側端子と、を有し、前記一方のケースの長さ方向の一端側に前記バッテリ側端子が配される切欠部が形成され、該切欠部は前記他方のケースが合わさる側に開口されると共に、該開口から前記バッテリ側端子の端子ケースが挿入され、前記バッテリ側端子は少なくとも陽極端子と負極端子を有し該端子が前記切欠部から露出され、前記端子ケースの前記切欠部から外部へ露出された面が、前記一方のケースの一の面よりも外方へ突出して位置する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0227

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0227】

1...撮像装置、10...バッテリ装着部、100...バッテリ、101...バッテリケース、102...バッテリセル、104...基板、105...他方のケース、106...一方のケース、108...切欠部、109...突出部、113...第2の切欠部、116...押さえ部、120...バッテリ側端子、121...端子ケース